防犯モデルマンション事前相談受理簿

(※の部分についてご記入の上、ご提出願います。)

○相談担当審査委員		担当審査委員	滋 賀 県 建 築 士 会 (京都府防犯設備協会 (滋賀県防犯協会(事務局)(
	1	申請番号		年	号	
	2	事前相談の日時				
	3	事前相談の場所				
※	4	相談者(今後の	担当者名)、	電話番号、FAX	.番号	
	5	申請年月日				
*	6	申請者名				
*	7	マンション名				
*	8	所在地				
*	9	分譲・賃貸の別				
※ 1	0	地上・地下の階	数			
※ 1	1	居室の数				
※ 1	2	建築確認番号				
※ 1	3	同確認年月日				
※ 1	4	着工年月日				
※ 1	5	完成(竣工)年	月日			
※ 1	6	敷地総面積				
※ 1	7	床延総面積				
1	8	審査手数料				
※ 1	9	建設業者名、電	話番号			
※ 2	0	防犯機器設置業	者、電話番号			
2	1	相談内容等(別	紙のとおり)			

様式 2

	委	任		状							
		令和	1 年	月	日						
私儀、次の 代理)者 星人の住所(法人所在均	也)									
代理	見人の氏名(法人名)					r'n					
(ʻi	電話	FAX	,		,	印)					
を代理人と定め下記に関する権限を委任します。											
1 委任事項	Į	記									
申請地	1										
申請マン	ション名										
上記物件の「防犯モデルマンションの認定・登録」に関する申請(届出)・ 訂正・取消・登録証の受領等に関する一切の権限											
2 委任年月	日										
3 委任者 住所	斤(法人所在地)										
氏名	(法人名)					印					
(電話		FAX.)						

滋賀県防犯モデルマンション登録申請に伴う重要事項確認書

私儀、この度防犯モデルマンション仮称「 」を 申請するにあたり、以下の重要事項について確認しましたので本書を提出します。

記

- 1 「滋賀県防犯モデルマンション登録制度」資料に記載されている制度概要・申請手数料・登録料・認定基準等に関する趣旨や規程等をよく理解し、認定基準等を遵守「認定基準チェック表」にチェックを入れて確認)したうえで申請を行うこと。
- 2 「事前相談料」は有料(一律 44,000 円)であり、相談後に「正式申請」した場合には 延べ面積に応じた審査手数料を支払う。 但し、申請後に申請者(代理人を含む。)の都合 により審査を取り下げた場合には、規定に基づき審査手数料の返還は行わないこと。
- 3 ① 申請に当たっては、原則として設計段階において事前相談を受けた上で、申請に 必要な書類をバインダー綴りなどにして2部提出して申請を行うこと。
 - ② 設計段階を過ぎ工事が行われている状態で申請を行う場合には、審査期間が最低でも3ヶ月以上ある状態で申請を行うこと。やむなく審査期間が3ヶ月に満たない状態で申請を行う場合においては、事前相談や現地審査(中間検査)において審査委員等から指導を受けた必要な対策についてはすべて受諾し履行すること。
 - ③ 提出した申請書類については、担当審査委員がメモ等を行うため登録後の備忘録として事務局で保管するので返却はしないこと。
- 4 申請後は、担当審査委員とよく連絡を取り合いお互い齟齬のないように努め、期間内 に審査が終了し「登録」できるように協力すること。
- 5 登録時に提出する「誓約書」(別紙)については、マンション販売完了後に所有権が管理組合等に移行する場合であっても、防犯マンションとして販売を行った責任上、原則として申請者が提出すること。やむを得ない場合は、その趣旨を管理組合等によく説明したうえで管理組合のいずれかにより作成して提出をすること。

令和 年 月 日

公益社団法人 滋賀県防犯協会長 宛

申請者(又は代理人) 社名 氏名 印 (電話)